

江戸川区建築基準法施行細則（抜粋）

（完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類）

第五十九条

中略

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号において「建築物省エネ法」という。）第十条第一項に規定する建築物 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この号において「省令」という。）第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下この号において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。）により建築物省エネ法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）を受けた場合 第三十四号様式による省エネ基準工事監理状況報告書及びその他区長が必要と認める書類

ロ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。）により適合性判定を受けた場合 第三十五号様式による省エネ基準工事監理状況報告書及びその他区長が必要と認める書類

ハ 標準計算（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年号外国土交通告示第二百六十五号）第二の一による外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、第二の二による設計一次エネルギー消費量及び第二の三による基準一次エネルギー消費量の算出値を、省令で定める基準値を用いて評価する方法をいう。）により適合性判定を受けた場合 第三十七号様式による省エネ基準工事監理状況報告書及びその他区長が必要と認める書類

ニ 仕様基準（外皮の部位や設備機器等の仕様を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年号外国土交通告示第二百六十六号）で定める仕様を用いて確認する方法をいう。）により適合確認を受けた場合 第三十八号様式による省エネ基準工事監理状況報告書及びその他区長が必要と認める書類

ホ イ、ロ又はハの場合において、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）（以下この号において「省エネ法規則」という）第五条（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 イ又はロは第三十六号様式による軽微な変更説明書、ハは第三十九号様式による軽微な変更説明書

ヘ ニの場合において、適合確認を受けた外皮の部位や設備機器等の仕様について、省エネ法規則第五条（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 第四十号様式による軽微な変更説明書